



(法令編)
No. 82

8月号

発行 三重県度会村
編集 総務課

(つづつおくと便利です。)

- 一、秘書に関すること。
- 二、儀式及び表彰に関すること。
- 三、ほう賞及び表彰に関すること。
- 四、議会、監査委員、選挙管理委員会、防犯委員会、教育委員会との連絡に関すること。

- 二十七、市町村職員共済組合に関すること。
- 二十八、行政組織及び職制に関すること。
- 二十九、財政計画及び財政調査に関すること。

- 三十、予算編成及び予算統制に関すること。
- 三十一、村債及び一時借入金に関すること。
- 三十二、地方交付税に関すること。
- 三十三、財政状況の公表に関すること。
- 三十四、村有財産の処分管理に関すること。
- 三十五、財産台帳の整備及び村有財産の保険契約に関すること。
- 三十六、その他管財に関すること。
- 三十七、戸籍住民登録に関すること。
- 三十八、印鑑登録に関すること。
- 三十九、印鑑、身分、居住証明に関すること。
- 四十、人口動態調査に関すること。
- 四十一、埋火葬許可に関すること。
- 四十二、その他他課の所管に属しないこと。

- 三十、予算編成及び予算統制に関すること。
- 三十一、村債及び一時借入金に関すること。
- 三十二、地方交付税に関すること。
- 三十三、財政状況の公表に関すること。
- 三十四、村有財産の処分管理に関すること。
- 三十五、財産台帳の整備及び村有財産の保険契約に関すること。
- 三十六、その他管財に関すること。
- 三十七、戸籍住民登録に関すること。
- 三十八、印鑑登録に関すること。
- 三十九、印鑑、身分、居住証明に関すること。
- 四十、人口動態調査に関すること。
- 四十一、埋火葬許可に関すること。
- 四十二、その他他課の所管に属しないこと。

目 次

○度会村課制条例……(条例第十三号)

(八月十三日公布)
(度会村課制条例(昭和四十年度会村条例第十八号)の全部を改正する。)

(課の設置)

第一条 地方自治法(昭和四十二年法律第

六十七号)第百五十八条第七項の規定に基き、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の五課を置く。

総務課 税務課 民生課 産業課 土木課

(職制及び職務権限)

第二条 課に課長を置く。
2 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(総務課の事務)
第三条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

二十六、職員の健康管理に関すること。

六、税関係の諸証明に関すること。

二十一、事務処理合理化の促進に関するこ

(税務課の事務)
第四条 税務課においては、次の事務をつかさどる。

二十二、職員の定数配置に関すること。
二十三、職員の任免、服務及び監督に関すること。

一、村税の賦課徴収に関すること。
二、村税の減免に関すること。

三、土地、家屋台帳の整備に関すること。

四、固定資産の評価に関すること。

五、固定資産評価審査委員会に関するこ

と。

七、納税意識の啓蒙普及に関すること。

八、徵收の嘱託及び受託に関すること。

九、納稅報奨金に関すること。

十、国税及び県税との連絡に関すること。

(民生課の事務)

第五条 民生課においては、次の事務をつかさどる。

一、生活保護に関すること。

二、児童福祉に関すること。

三、母子福祉に関すること。

四、身体障害者福祉に関すること。

五、精神薄弱者福祉に関すること。

六、老人福祉に関すること。

七、民生委員に関すること。

八、保育所に関すること。

九、戦傷病者、戦ぼつ者遺族、引揚者等の援護に関すること。

十、被災者の救済に関すること。

十一、国民健康保険事業に関すること。

十二、国民年金に関すること。

十三、保健衛生に関すること。

十四、母子健康センターに関すること。

十五、診療所に関すること。

十六、簡易水道に関すること。

十七、その他社会福祉、保健衛生全般に關すること。

(産業課の事務)

第六条 産業課においては、次の事務をつかさどる。

一、農林水産業、畜産及び蚕業に関すること。

二、農林水産業、その他産業の振興に関すること。

三、農作物の病虫害の防除に関するこ

と。

四、家畜の改良、増殖及び保健に関するこ

と。

五、食糧管理及び配給に関するこ

と。

六、農業委員会との連絡に関するこ

と。

七、農林、水産、畜産関係諸団体との連絡調整に関するこ

と。

八、商工鉱業の振興助成及び連絡に関するこ

と。

九、農林金融及び中小企業金融に関するこ

と。

十、村有林の管理造成に関するこ

と。

十一、計量器に関するこ

と。

十二、土地改良区との連絡に関するこ

と。

十三、耕地事業の調査及び計画に関するこ

と。

十四、その他耕地事業に関するこ

と。

十五、土木課においては、次の事務をつかさどる。

一、道路、橋梁及び河川等の新設、維持管理補修に関するこ

と。

二、道路、河川台帳等の整備に関するこ

と。

三、林道に関するこ

と。

四、災害復旧に関するこ

と。

五、工事請負の契約及び監督に関するこ

と。

六、建築物の規制に関するこ

と。

七、村有建物の營繕に関するこ

と。

十二、その他、土木及び建築事業全般に関すること。

附 則

1 この条例は、昭和四十二年八月十三日から施行する。